省令

○経済産業省令第百六号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法第四十八条の規定に基づき、及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）を実施するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（機構が取得した株式に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務及び同項第十九号に規定する業務（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。

第十三条第三号中「第十一条第一項第一号」の下に「及び第十九号（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）」を加える。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とする。

第二十一条第一項中「機構法第十一条第一項第十号から第十二号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の経理とを」を「次に掲げる業務ごとに経理を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

二　機構法第十一条第一項第十号から第十二号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）及び同条第二項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

三　前二号に掲げる業務以外の業務（これらに附帯する業務を含む。）

第二十一条第二項第一号中「可燃性天然ガス」を「石油等」に改め、同項に次の一号を加える。

四　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

附　則

この省令は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十八号）の施行の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）